

平成十六年法律第二百二十三号

不動産登記法

(明治三十二年法律第二十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則 (第一条～第五条)
第二章 登記所及び登記官 (第六条～第十条)
第三章 登記記録等 (第十一条～第十五条)
第四章 登記手続 (第十六条～第二十六条)
第一節 総則 (第十六条～第二十六条)
第二節 表示に関する登記
第一款 通則 (第二十七条～第三十三条)
第二款 土地の表示に関する登記 (第三十一条～第四十三条)
第三款 建物の表示に関する登記 (第四十一条～第五十八条)
第四款 権利に関する登記 (第五十九条～第七十三条)
第五款 用益権に関する登記 (第七十八条～第八十二条)
第六款 担保権等に関する登記 (第八十三条～第九十六条)
第七款 仮処分に関する登記 (第一百十一条～第一百十四条)
第八款 官庁又は公署が関与する登記等 (第一百五十五条～第一百十八条)
第五章 登記事項の証明等 (第一百十九条～第二十二条)
第六章 筆界特定 (第一百二十三条～第一百三十条)
第一節 総則 (第一百二十三条～第一百三十条)
第二節 筆界特定の手続
第一款 筆界特定の申請 (第一百三十一条～第一百三十三条)
第二款 筆界の調査等 (第一百三十四条～第一百四十一條)
第三節 筆界特定 (第一百四十二条～第一百四十五条)
第四節 雜則 (第一百四十六条～第一百五十条)
第七章 雜則 (第一百五十二条～第一百五十八条)
第八章 罰則 (第一百五十九条～第一百六十四条)

第一章 総則

(目的)
この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とする。

(定義)
この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地又は建物をいう。

二 不動産の表示 不動産についての第二十七条第一号、第三号若しくは第四号、第三十四条第一項各号、第四十三条第一項、第四十四条第一項各号又は第五十八条第一項各号に規定する登記事項をいう。

三 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。

四 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記をいう。

五 登記記録 表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条の規定により作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。

六 登記事項 この法律の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。

七 表題部 登記記録のうち、表示に関する登記が記録される部分をいう。

八 権利部 登記記録のうち、権利に関する登記が記録される部分をいう。

九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製するものをいう。

十 表題部所有者 所有权の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。

十一 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。

十二 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者といふ、間接に利益を受ける者を除く。

十三 登記義務者 権利に関する登記をするこ

とにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人が登記を申請する場合において同一の登記名義人をいい、間接に不利益を受ける登記名義人を除く。

十四 登記識別情報 第二十二条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて、登記名義人を識別することができるものをいう。

十五 変更の登記 登記事項に変更があつた場合に当該登記事項を変更する登記をいう。

十六 更正の登記 登記事項に錯誤又は遺漏があつた場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。

十七 地番 第三十五条の規定により一筆の土地ごとに付す番号をいう。

十八 地目 土地の用途による分類であつて、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。

十九 地積 一筆の土地の面積であつて、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。

二十 表題登記 表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。

二十一 家屋番号 第四十五条の規定により一個の建物ごとに付す番号をいう。

二十二 区分建物 一棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居・店舗・事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであつて、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第三項に規定する専有部分であるもの(区分所有法第二条第二項の規定により共用部分とされたもののを含む。)をいう。

二十三 附属建物 表題登記がある建物に附属する建物であつて、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。

二十四 抵当証券 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券をいう。

(登記ができる権利等)

二 付記登記 (権利に関する登記のうち、既にされた権利に関する登記についてする登記であつて、当該既にされた権利に関する登記を変更する登記による。)

三 地上権 (採石権(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規定する採石権をいう。第五十条、第七十条第二項及び第八十二条において同じ。)

四 永小作権 (地役権)

五 先取特権 (質権)

六 抵当権 (賃借権)

七 配偶者居住権 (採石権(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規定する採石権をいう。第五十条、第七十条第二項及び第八十二条において同じ。)

八 地役権 (地役権)

九 先取特権 (質権)

十 賃借権 (賃借権)

十一 地上権 (地上権)

十二 永小作権 (永小作権)

十三 先取特権 (先取特権)

十四 賃借権 (賃借権)

十五 地役権 (地役権)

十六 永小作権 (永小作権)

十七 先取特権 (先取特権)

十八 賃借権 (賃借権)

十九 地上権 (地上権)

二十 永小作権 (永小作権)

二十一 先取特権 (先取特権)

三者 (登記がないことを主張することができない第三者)

第五条 詐欺又は強迫によつて登記の申請を妨げた第三者は、その登記がないことを主張することができない。

二 他人のために登記を申請する義務を負う第三者は、その登記がないことを主張することができない。ただし、その登記の登記原因(登記の原因となる事実又は法律行為をいう。以下同じ。)が自己的の登記の登記原因の後に生じたときは、この限りでない。

三者 (登記ができる権利等)

二十三 附屬建物 表題登記がある建物に附属する建物であつて、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。

二十四 抵当証券 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券をいう。

(登記ができる権利等)

二 付記登記 (権利に関する登記のうち、既にされた権利に関する登記についてする登記であつて、当該既にされた権利に関する登記を変更する登記による。)

三 地上権 (地上権)

四 永小作権 (永小作権)

五 先取特権 (先取特権)

六 賃借権 (賃借権)

転、変更、処分の制限又は消滅をいう。次条第二項及び第一百五条第一号において同じ。)についてする。

二項及び第一百五条第一号において同じ。)につ

いてする。

一 所有权

二 地上権 (地上権)

三 永小作権 (永小作権)

四 地役権 (地役権)

五 先取特権 (先取特権)

六 賃借権 (賃借権)

七 地上権 (地上権)

八 永小作権 (永小作権)

九 地役権 (地役権)

十 先取特権 (先取特権)

十一 賃借権 (賃借権)

十二 地上権 (地上権)

十三 永小作権 (永小作権)

十四 地役権 (地役権)

十五 先取特権 (先取特権)

十六 賃借権 (賃借権)

十七 地上権 (地上権)

十八 永小作権 (永小作権)

十九 地役権 (地役権)

二十 先取特権 (先取特権)

二十一 賃借権 (賃借権)

二十二 地上権 (地上権)

二十三 永小作権 (永小作権)

二十四 地役権 (地役権)

二十五 先取特権 (先取特権)

二十六 賃借権 (賃借権)

二十七 地上権 (地上権)

二十八 永小作権 (永小作権)

二十九 地役権 (地役権)

三十 先取特権 (先取特権)

三十一 賃借権 (賃借権)

て、登記官が当該代理人から法務省令で定めることにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めるとき。

二 当該申請に係る申請情報（委任による代理人によつて申請する場合にあつては、その権限を証する情報）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定により公証人の職務を行う法務事務官を含む。）から当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるとき。

（登記官による本人確認）

第二十四条 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるとときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

（申請の却下）

登記官は、前項に規定する申請人又はその代

表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相當と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができ

る。

（申請の却下）

登記官は、次に掲げる場合には、理

由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請が登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請に係る登記が既に登記されているとき。

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

六 申請情報の内容である不動産又は登記の目的である権利が登記記録と合致しないとき。

七 申請情報の内容である登記義務者（第六十一条、第七十六条の五、第七十七条、第八十条第一項（同条第二項（第九十五条第二項）において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項）において準用する場合を含む。）又は第一百十条前段の場合にあっては、登記義務人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

八 申請情報の内容が第六十一条に規定する登記原因を証する情報の内容と合致しないとき。

有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分

の前三号に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

（職権による表示に関する登記）

四 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

（登記官による表示に関する登記）

四 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

（登記官による表示に関する登記）

四 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

（登記官による表示に関する登記）

四 前項の場合は、当該不動産の所有者は、当該表題部所有者の承諾があるときでなければ、申請することができない。

三 不動産の表題部所有者である共有者の持分についての更正の登記は、当該共有者以外の者は、申請することができない。

二 前項の場合は、当該不動産の所有者は、当該表題部所有者の承諾があるときでなければ、申請することができない。

一 不動産の表題部所有者である共有者の持分についての更正の登記は、当該共有者以外の者は、申請することができない。

（土地の表示に関する登記）

二 前項の場合は、当該不動産の所有者は、当該表題部所有者の承諾があるときでなければ、申請することができない。

一 不動産の表題部所有者である共有者の持分についての更正の登記は、当該共有者以外の者は、申請することができない。

第二款 土地の表示に関する登記

（土地の表示に関する登記事項）

第三十四条 土地の表示に関する登記の登記事項

（地番）

一 地番

二 地番

三 地目

四 地積

五 地積

六 地積

七 地積

八 地積

九 地積

十 地積

十一 地積

十二 地積

十三 地積

十四 地積

十五 地積

十六 地積

十七 地積

十八 地積

十九 地積

二十 地積

二十一 地積

二十二 地積

二十三 地積

二十四 地積

二十五 地積

二十六 地積

二十七 地積

二十八 地積

（土地の表示に関する登記事項）

第三十五条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十二条第二号において「地番区域」とおりとする。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

（地番）

一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

二 地番

三 地目

四 地積

五 地積

六 地積

七 地積

八 地積

九 地積

十 地積

十一 地積

十二 地積

十三 地積

十四 地積

十五 地積

十六 地積

十七 地積

十八 地積

十九 地積

二十 地積

二十一 地積

二十二 地積

二十三 地積

二十四 地積

二十五 地積

二十六 地積

二十七 地積

二十八 地積

二十九 地積

（土地の表示に関する登記事項）

第三十六条 新たに生じた土地又は表題登記がない土地の変更の登記又は表題登記の申請

（地番）

一 地目又は地積

二 地目又は地積

三 地目又は地積

四 地目又は地積

五 地目又は地積

六 地目又は地積

七 地目又は地積

八 地目又は地積

九 地目又は地積

十 地目又は地積

十一 地目又は地積

十二 地目又は地積

十三 地目又は地積

十四 地目又は地積

十五 地目又は地積

十六 地目又は地積

十七 地目又は地積

十八 地目又は地積

十九 地目又は地積

二十 地目又は地積

二十一 地目又は地積

二十二 地目又は地積

二十三 地目又は地積

二十四 地目又は地積

二十五 地目又は地積

二十六 地目又は地積

二十七 地目又は地積

二十八 地目又は地積

二十九 地目又は地積

（土地の表示に関する登記事項）

第三十七条 地目又は地積について変更があつたときは、表題部所有者又は所有權の登記名義人は、その変更があつた日から一月以内に、当該地目又は地積について変更があつた後において、その所有權の移転の登記の手続をするのでなければ、登記を申請しなければならない。

（地目又は地積）

一 地目又は地積

二 地目又は地積

三 地目又は地積

四 地目又は地積

五 地目又は地積

六 地目又は地積

七 地目又は地積

八 地目又は地積

九 地目又は地積

十 地目又は地積

十一 地目又は地積

十二 地目又は地積

十三 地目又は地積

十四 地目又は地積

十五 地目又は地積

十六 地目又は地積

十七 地目又は地積

十八 地目又は地積

十九 地目又は地積

二十 地目又は地積

二十一 地目又は地積

二十二 地目又は地積

二十三 地目又は地積

二十四 地目又は地積

二十五 地目又は地積

二十六 地目又は地積

二十七 地目又は地積

二十八 地目又は地積

二十九 地目又は地積

（土地の表示に関する登記事項）

第三十八条 表題部所有者の承諾があるとき

（地目又は地積）

一 地目又は地積

二 地目又は地積

三 地目又は地積

四 地目又は地積

五 地目又は地積

六 地目又は地積

七 地目又は地積

八 地目又は地積

九 地目又は地積

十 地目又は地積

十一 地目又は地積

十二 地目又は地積

十三 地目又は地積

十四 地目又は地積

十五 地目又は地積

十六 地目又は地積

十七 地目又は地積

十八 地目又は地積

十九 地目又は地積

二十 地目又は地積

二十一 地目又は地積

二十二 地目又は地積

二十三 地目又は地積

二十四 地目又は地積

二十五 地目又は地積

二十六 地目又は地積

二十七 地目又は地積

二十八 地目又は地積

二十九 地目又は地積

（土地の表示に関する登記事項）

第三十九条 表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。

（職権による表示に関する登記）

一 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

二 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

三 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

四 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

五 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

六 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

七 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

八 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

九 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十一 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十二 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十三 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十四 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十五 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十六 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十七 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十八 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

十九 前項に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

(土地の表題部の更正の登記の申請)

第三十八条 第二十七条第一号、第二号若しくは第四号(同号にあつては法務省令で定めるものに限る。)又は第三十四条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる登記事項に関する更正の登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者は、申請することができない。

(分筆又は合筆の登記)

第三十九条 分筆又は合筆の登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者は、申請することができない。

第二 登記官は、前項の申請がない場合であつても、一筆の土地の一部が別の地目となり、又は地番区域(地番区域でない字を含む。第四十一条第二号において同じ。)を異にするに至つたときは、職権で、その土地の分筆の登記をしなければならない。

第三 登記官は、第一項の申請がない場合であつても、第十四条第一項の地図を作成するため必要があると認めるときは、第一項に規定する表題部所有者又は所有権の登記名義人の異議がないときに限り、職権で、分筆又は合筆の登記をすることができる。

(分筆又は合筆の登記の制限)

四 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相互に持分を異にする土地の合筆の登記は、遅滞なく、その旨の登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。

五 所有権の登記がない土地と所有権の登記がある土地との合筆の登記

六 所有権の登記以外の権利に関する登記がある土地(権利に関する登記であつて、合筆後その土地の登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地を除く。)の合筆の登記

(土地の滅失の登記の申請)

第四十二条 土地が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該土地の滅失の登記を申請しなければならない。

(河川区域内の土地の登記)

第四十三条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項(同法第一百条第一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)の河川区域内の土地の表示に関する登記の登記事項は、第二十七条各号及び第三十四条第一項各号に掲げるもののほか、第一号に掲げる土地である旨及び第二号から第五号までに掲げる土地にあつてはそれぞれその旨とする。

第五 第二十七条各号の河川区域内の土地の全部が滅失したときは、河川管理者は、遅滞なく、当該土地の滅失の登記を登記所に嘱託しなければならない。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第六 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第七 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第八 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第九 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十一 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十二 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十三 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十四 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十五 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十六 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第十七 第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

域内の土地でなくなつたときは、河川管理者は、遅滞なく、その旨の登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。

の有する専有部分と分離して処分することができないもの(以下「敷地権」という。)があるときは、その敷地権の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの者の相続人その他的一般承継人に代わって、当該土地の分筆の登記を登記所に嘱託することができる。

のとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

(家屋番号)

第四十五条 登記所は、法務省令で定めるところにより、一個の建物ごとに家屋番号を付さなければならぬ。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

の表題登記の申請

第四十六条 登記官は、表示に関する登記のうち、区分建物に関する敷地権について表題部に最初に登記をするときは、当該敷地権の目的である土地の登記記録について、職権で、当該登記記録中の所有権、地上権その他の権利が敷地権である旨の登記をしなければならない。

(敷地権である旨の登記)

第四十七条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その後の取扱いの日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

(建物の表題登記の申請)

第四十八条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第四十九条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十一条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十二条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十三条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十四条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十五条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

十二条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができないもの(以下「敷地権」という。)があるときは、その敷地権の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの者の相続人その他的一般承継人に代わって、当該土地の分筆の登記を登記所に嘱託することができる。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

の表題部所有者又は所有権の登記名義人が相手に登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある土地をわざわざすることができる。

(家屋番号)

第四十六条 登記官は、表示に関する登記のうち、区分建物に関する敷地権について表題部に最初に登記をするときは、当該敷地権の目的である土地の登記記録について、職権で、当該登記記録中の所有権、地上権その他の権利が敷地権である旨の登記をしなければならない。

(敷地権である旨の登記)

第四十七条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物を新築した場合において、その所有者について相続その他の一般承継人があつたときは、相続人その他の一般承継人も、被承継人を表題部所有者とする当該建物に申請しなければならない。

(建物の表題登記の申請)

第四十八条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第四十九条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十一条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十二条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十三条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十四条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属すこととなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

第五十五条 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合における当該区分建物についての表題登記の申請

が新築された一棟の建物又は当該区分建物が属すこととなつた一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

(区分建物についての建物の表題登記の申請方)

表題登記がある建物についての表題部の変更の登記の申請と併せてしなければならない。

を申請することができる。
(合体による登記等の申請)

となつた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該合体の日から一月以内に、合体後の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題部の登記の抹消（以下「合体による登記等」と総称する。）を申請しなければならない。

この場合において、第二号に掲げる場合には、当該表題登記が無い建物の所有者、第四号に掲げる場合には、当該表題登記がある建物の表題部の登記がある建物（所有権の登記がある建物を除く。以下この条において同じ。）の表題部所有者、第六号に掲げる場合には、当該表題登記が無い建物の所有者又は当該表題登記がある建物の表題部所有者及び当該表題登記がある建物の表題部所有者をそれぞれ当該合体後の建物の登記名義人とする所有権の登記を併せて申請しなければならない。

一 合体前の二以上の建物が表題登記がない建物及び表題登記がある建物のみであるとき。

当該表題登記がない建物の表題部所有者

二 合体前の二以上の建物が表題登記がない建物及び所有権の登記がある建物のみであるとき。当該表題登記がない建物の所有者又は当該所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人

三 合体前の二以上の建物がいずれも表題登記がある建物であるとき。当該建物の表題部所有者

四 合体前の二以上の建物が表題登記がある建物及び所有権の登記がある建物のみであるとき。当該表題登記がある建物の表題部所有者又は当該所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人

五 合体前の二以上の建物がいずれも所有権の登記がある建物であるとき。当該建物の所有権の登記名義人

六 合体前の三以上の建物が表題登記がない建物、表題登記がある建物及び所有権の登記が

ある建物のみであるとき。当該表題登記がない建物の所有者、当該表題登記がある建物の表題部所有者又は当該所有権の登記がある建物の登記名義人。

この款及び第一百八条第五項において同じ。)の登記以外の権利に関する登記がある建物について合体による登記等をする場合において、当該合体による登記等の申請情報と併せて当該権

(建物の表題部の変更の登記)
第五十一条 第四十四条第一項各号 第二号及び第六号を除く。に掲げる登記事項について変更があつたときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人（当該登記名義人（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある場合にあっては、当該登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。
2 前項の登記事項について変更があつた後に表題部所有者又は所有権の登記名義人となつた者は、その者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。
3 第一項の登記事項について変更があつた後に共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記があつたときは、所有者（前二項の規定により登記を申請しなければならない者を除く。）は、共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がされた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。
4 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物について、第一項の登記事項について変更があつた後に所有権を取得した者（前項の規定により登記を申請しなければならない者を除く。）は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。
5 建物が区分建物である場合において、第四十四条第一項第一号（区分建物である建物に係る

建物について、当該登記事項に関する変更の登記をしなければならない。
（区分建物となつたことによる建物の表題部の
変更の登記）

はならない。
(建物の表題部の変更の登記)

² 第六号を除く)に掛ける登記事項について変更があつたときは、表題部所有者又は所有権登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合については、所有者)は、当該変更があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

は、その者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請

しなければならない
共第一項の登記事項について変更があつた後に
共第一項の登記又は団地共用部分であ
る旨の登記があつてこそ、所有者（前二項）

規定期により登記を申請しなければならない者を除く。は、共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がされた日から一月以

内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

ある旨の登記がある建物について、第一項の登記事項について変更があつた後に所有権を取得した者（前項の規定により登記を申請しなけれ

ばならない者を除く。)は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

建物が区分建物である場合において、第四十一条第一項第一号（区分建物である建物に係る

(建物の表題部の更正の登記)
第五十三条 第二十七条第一号

第一号若しくは

共用部分である旨の登記がある建物の場合にあつては、所有者)以外の者は、申請することができない。

2 第五十五条第五項及び第六項の規定は、建物が区分建物である場合における同条第五項に規定する登記事項に関する表題部の更正の登記について準用する。

(建物の分割、区分又は合併の登記)

第五十四条 次に掲げる登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者は、申請することができない。

一 建物の分割の登記 (表題登記がある建物の附属建物を当該表題登記がある建物の登記記録から分割して登記記録上別の一個の建物とする登記をいう。以下同じ。)

二 建物の区分の登記 (表題登記がある建物又は附属建物の部分であつて区分建物に該当するものを登記記録上区分建物とする登記をいふ。以下同じ。)

三 建物の合併の登記 (表題登記がある建物を登記記録上他の表題登記がある建物の附属建物とする登記又は表題登記がある区分建物を登記記録上これと接続する他の区分建物である表題登記がある建物若しくは附属建物に合併して一個の建物とする登記をいう。以下同じ。)

4 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記又は団地共用部分で建物の区分の登記又は建物の区分の登記は、所有者以外の者は、申請することができない。

第二項並びに第七十六条第一項において同じ。) 第四十四条の規定は、所有権等の登記以外の権利に関する登記がある建物についての建物の分割の登記又は建物の区分の登記をするときについて準用する。

(特定登記)

第五十五条 登記官は、敷地権付き区分建物(区分建物に関する敷地権の登記がある建物をいふ。第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十六条第一項において同じ。)のうち特定登記(所有権等の登記以外の権利に関する登記であつて、第七十三条第一項の規定により敷地権についてされた登記としての効力を有するものをいう。以下この条において同じ。)があるものについて、第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとのなつたことにより敷地権の変更の登記をする場合

において、当該変更の登記の申請情報と併せて特定登記に係る権利の登記名義人(当該特定登記が抵当権の登記である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む)が当該変更の登記後の当該建物又は当該敷地権の目的であつた土地について当該特定登記に係る権利を消滅させることを承諾したことと証する情報が提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者が承諾したことを証する情報を併せて提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者の承諾が併せて提供されたとき)に限る。)は、法務省令で定めるところにより、当該承諾に係る建物又は土地について当該特定登記に係る権利が消滅した旨を登記しなければならない。

2 前項の規定は、特定登記がある建物について敷地権の不存在を原因とする表題部の更正の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとなつたことにより敷地権の変更の登記」とあるのは、「敷地権の不存在を原因とする表題部の更正の登記」と、「当該変更の登記」とあるのは、「当該更正の登記」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、特定登記がある建物の合併又は合併により当該建物が敷地権のない建物となる場合における合体による登記等又は建物の合併の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとなつたことにより敷地権の変更の登記」とあるのは、「当該合併の登記」と読み替えるものとする。

4 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記又は団地共用部分で、当該建物について表題部所有者の登記又は権利に関する登記を抹消しなければならない。

5 第一項各号に掲げる登記事項についての変更の登記又は更正の登記は、当該共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記が廃止した場合には、当該建物の所有者は、申請しなければならない。

6 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記が有する建物について共用部分である旨又は団地共用部分である旨を定めた規約を廃止した場合には、当該建物の所有者は、規約の廃止の日から一月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

7 前項の規約を廃止した後に当該建物の所有権を得た者は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

8 第三節 権利に関する登記

(権利に関する登記の登記事項)

第五十八条 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記に係る建物の表示に関する登記の登記事項は、第二十七條各号(第三号を除く。)及び第四十四条第一項各号(第六号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 共用部分である旨の登記にあつては、当該建物以外の一棟の建物に属する建物の区分の登記の目的とする。

二 団地共用部分である建物が当該建物の所有する建物以外の一棟の建物に属する建物の区分の登記の目的とする。

三 登記の受付の年月日及び受付番号

四 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは、当該権利の登記名義人ごとの持分

五 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め(共有物若しくは所有権以外の財産権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條第一項た

地権の目的であつた土地」と、「当該承諾に係る建物又は土地」とあるのは、「当該土地」と読み替えるものとする。

(建物の合併の登記の制限)

第五十六条 次に掲げる建物の合併の登記は、すれどもできない。

一 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記が有する建物の合併の登記である旨の登記が有する建物の合併の登記が相互通じる旨の登記がある場合にあっては、当該第三者が承諾したことを証する情報を併せて提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者の承諾が併せて提供されたとき)に限る。)でなければ、申請することができない。

2 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相互に異なる建物の合併の登記

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相互に持分を異にする建物の合併の登記

4 所有権の登記がない建物と所有権の登記がある建物との建物の合併の登記

5 所有権等の登記以外の権利に関する登記ができる建物(権利に関する登記であつて、合併後の建物の登記記録に登記することができる建物)とある建物(登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある建物を除く。)の建物の合併の登記

6 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記が有する建物について共用部分である旨又は団地共用部分である旨を定めた規約がある建物の所有者は、申請することができない。

7 前項の規約を廃止した後に当該建物の所有権を得た者は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

8 第一節 通則

(権利に関する登記の登記事項)

第五十九条 権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 申請の受付の年月日及び受付番号

三 登記の原因及びその日付

四 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは、当該権利の登記名義人ごとの持分

五 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め(共有物若しくは所有権以外の財産権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條第一項た

だし書（同法第一百六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で共有物若しくは所有権以外の財産權について分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外の財産權の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺產である共有物若しくは所有権以外の財產權についてした分割を禁止する審判をいふ。第六十五条において同じ。）があるときは、その定め

七 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因八 第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるもの

（共同申請）

第六十条 権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。

（登記原因証明情報の提供）

第六十一条 権利に関する登記を申請する場合は、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する（一般承継人による申請）

（判決による登記等）

第六十二条 登記権利者、登記義務者又は登記名義人が権利に関する登記の申請人となることができる場合において、当該登記権利者、登記義務者又は登記名義人について相続その他の一般承継があつたときは、相続人の一般承継人は、当該権利に関する登記を申請することができる。

2 第六十一条、第六十五条又は第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。登記権利者は、法人の合併による権利の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができ

3 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等）

第六十四条 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。
2 抵当証券が発行されている場合における債務者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、債務者が単独で申請することができる。

（共有物分割禁止の定めの登記）

第六十五条 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記の申請は、当該権利の共有者であるすべての登記名義人が共同してしなければならない。

（権利の変更の登記又は更正の登記）

第六十六条 権利の変更の登記又は更正の登記は、登記上の利害関係を有する第三者（権利の変更の登記又は更正の登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によつてすることができる。

（登記の更正）

第六十七条 登記官は、権利に関する登記に誤謬又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登記権利者及び登記義務者（登記権利者及び登記義務者がない場合にあっては、登記名義人。第三項及び第七十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、登記権利者、登記義務者又は登記名義人が同一の登記権利者及び登記義務者であるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（登記の誤謬）

第六十八条 権利に関する登記の抹消は、登記上の利害関係を有する第三者（当該登記の抹消によって消滅する旨が登記されている場合においては、当該権利がその死亡又は解散によつて消滅したときは、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者は、単独で当該権利に係る権利に関する登記の抹消を申請することができる。

（死亡又は解散による登記の抹消）

第六十九条 権利が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登記されている場合において、当該権利がその死亡又は解散によつて消滅したときは、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者は、単独で当該権利に係る権利に関する登記の抹消を申請することができる。

（買戻しの特約に関する登記の抹消）

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされており、契約の日から十年を経過したときは、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

（買戻しの特約による登記の抹消）

第七十条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないためその者と

共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成一十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

（除権決定による登記の抹消等）

第七十一条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないためその者と

共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成一十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

（職権による登記の抹消）

第七十二条 登記官は、権利に関する登記を完了した後に当該登記が第二十五条第一号から第三号まで又は第十三号に該当するときを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに登記上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないとときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。

（登記官による登記の抹消）

第七十三条 登記官は、通知を受けた者の住所又は居所が知れないときは、法務省令で定めるところにより、前項の通知に代えて、通知をすべき内容を公告しなければならない。

（登記官による登記の抹消）

第七十四条 登記官は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるとてもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

（登記官による登記の抹消）

第七十五条 登記官は、第一項の異議を述べた者がないと認めるとときは、その旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

4 第一項に規定する場合において、登記権利者が先取特権、質権又は抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報として政令で定めるものを提供したときは、第六十条の規定にかかるわらず、当該登記権利者は、単独でそれらの権利に関する登記の抹消を申請することができる。

4 第一項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務書人を含む。以下この条において同じ。）がある場合には、当該第三者的承諾があるときに限り、申請することができる。

（解散した法人の担保権に関する登記の抹消）

第七十六条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行つてもなおその法人と共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第六十条の規定にかかるわらず、單独で当該登記の抹消を申請することができる。

（解散した法人の担保権に関する登記の抹消）

第七十二条 抹消された登記の回復（抹消された登記）

に限る。)の回復は、登記上の利害関係を有する第三者(当該登記の回復につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。)がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。(敷地権付き区分建物に関する登記等)
第七十三条 敷地権付き区分建物についての所有権又は目保權(一役の乞受寺權、質權又は氏當權)の登記の申請は、(1)登記の申請書に登記の事由を記載する。(2)登記の申請書に登記の事由を記載する。

三 敷地権付き区分建物についての質権又は抵当権に係る権利に関する登記であつて、区分建物に関する敷地権の登記をした後に登記されたものであり、かつ、その登記原因が当該建物の当該敷地権が生ずる前に生じたもの
四 敷地権付き区分建物についての所有権又は質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて、区分建物に関する敷地権の登記をした後に登記されたものであり、かつ、その登記原因が当該建物の当該敷地権が生じた後に生じたもの（区分所有法第二十二条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により区分所有者の有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない場合（以下この条において「分離処分禁止の場合」といふ。）を除く。）

2 第四十六条の規定により敷地権である旨の登記をした土地には、敷地権の移転の登記又は敷地権を目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該土地が敷地権の目的となつた後にその登記原因が生じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は敷地権についての仮登記若しくは質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて当該土地が敷地権の目的となる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

3 敷地権付き区分建物には、当該建物のみの所有権の移転を登記原因とする所有権の登記又は当該建物のみを目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該建物の敷地権が生じた後にその登記原因が生じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は当該建物のみの所有権についての仮登記若しくは当該建物のみを目的とする質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて当該建物の敷地権が生ずる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

三 収用（土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律の規定による收回をいう。第百八十八条第一項及び第三項から第五項までにおいて同じ。）によつて所有権を取得した者

2 区分建物にあつては、表題部所有者から所有権を取得した者も、前項の登記を申請することができる。この場合において、当該建物が敷地権付き区分建物であるときは、当該敷地権の登記名義人の承諾を得なければならない。
(表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記)

第七十五条 登記官は、前条第一項第二号又は第三号に掲げる者の申請に基づいて表題登記がない不動産について所有権の保存の登記をするときは、当該不動産に関する不動産の表示のうち法務省令で定めるものを登記しなければならない。

(所有権の保存の登記の登記事項等)

第七十六条 所有権の保存の登記においては、第五十九条第三号の規定にかかわらず、登記原因及びその日付を登記することを要しない。ただし、敷地権付き区分建物について第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記をする場合は、この限りでない。

2 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託により所有権の处分の制限の登記をするときは、職権で、所有権の保存の登記をしなければならない。

3 前条の規定は、表題登記がない不動産について嘱託により所有権の处分の制限の登記をする場合について準用する。
(相続等による所有権の移転の登記の申請)

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があつたときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを見つめた日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人にに対する遺贈に限る）により所有権を取得した者はも、同様とする。

2 前項前段の規定による登記（民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第四項において同じ。）がされた後に遺産の分割があつたときは、当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から

3 三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人にについて相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

2 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第一項に規定する所有権の取得（当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。）に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。

3 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によつて所有権を取得したときは（前条第一項前段の規定による登記がされた後に当該遺産の分割によつて所有権を取得したときを除く。）は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手続及び第三項の規定による登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（所有権の登記名義人についての符号の表示）

第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人（法務省令で定めるものに限る。）が権利能力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができる。

（所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請）

四 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがあるときは、その定め（抵当権の順位の変更の登記等）

第八十九条 抵当権の順位の変更の登記の申請は、順位を変更する当該抵当権の登記名義人が共同してしなければならない。

前項の規定は、民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがある場合の当該定めの登記の申請について準用する。

2 前項の規定は、民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがある場合の当該定めの登記の申請について準用する。

（抵当権の処分の登記）

第九十条 第八十三条及び第八十八条の規定は、民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登記について準用する。

（共同抵当の代位の登記）

第九一条 民法第三百九十三条の規定による代位の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた不動産に関する権利、当該不動産の代価及び当該弁済を受けた額とする。

2 第八十三条及び第八十八条の規定は、前項の登記について準用する。

（根抵当権当事者の相続に関する合意の登記の制限）

第九十二条 民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登記は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登記をした後でなければ、することができない。

（根抵当権の元本の確定の登記）

第九十三条 民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記は、第六十条の規定にかかるらず、当該根抵当権の登記名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第三号又は第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登記の申請と併せてしなければならない。

（抵当証券に関する登記）

第九十四条 登記官は、抵当証券を交付したときは、職権で、抵当証券交付の登記をしなければならない。

2 抵当証券法第一条第二項の申請があつた場合において、同法第五条第二項の嘱託を受けた登記所の登記官が抵当証券を作成したときは、当

該登記官は、職権で、抵当証券作成の登記をしなければならない。

（抵当証券の登記事項）

第九十五条 質権又は転質の登記の登記事項は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（質権の登記事項）

第九十六条 質権又は賠償額の定めがあるときは、その定め

一 存続期間の定めがあるときは、その定め

二 利息に関する定めがあるときは、その定め

三 違約金又は賠償額の定めがあるときは、そ

の定め

四 債権に付した条件があるときは、その条件

五 民法第三百四十六条ただし書の別段の定め

六 民法第三百五十九条の規定によりその設定行為について別段の定め（同法第三百五十六

条又は第三百五十七条规定するものに限る。）があるときは、その定め

七 民法第三百六十一條において準用する同法第三百七十七条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め

（買戻しの特約の登記事項）

第九十七条 信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（信託の登記事項）

第九十八条 信託の登記の申請は、当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請に対するため、法務省令で定めるところにより、信託目録を作成することができる。

（信託の申請方法等）

第九十九条 信託の登記の申請は、当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請と同時にしなければならない。

2 信託の登記は、受託者が単独で申請することができる。

3 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記は、受託者が

単独で申請することができる。

（代位による信託の登記の申請）

第九十九条 受益者又は委託者は、受託者に代わ

りて信託の登記を申請することができる。

（受託者の変更による登記等）

第一百条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する

都道府県の執行機関を含む。第二百二条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産についてする受託者の変更による権利の移転の登記は、第六十条の規定にかかるらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する不動産についてする当該受託者の任務の終了による権利の変更の登記は、第六十条の規定にかかるらず、他の受託者が単独で申請することができる。

（職権による信託の変更の登記）

第一百一条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、又は信託の変更を命ぜる裁判があつたとき、信託管

理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたとき

に、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管

理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたとき

に、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（信託の変更の登記）

第一百二条 前二条に規定するもののはか、第九十七条第一項各号に掲げる登記事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の

変更の登記を申請しなければならない。

（信託の変更の登記の申請）

第一百三条 前二条に規定するもののはか、第九十七条第一項各号に掲げる登記事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の

変更の登記を申請しなければならない。

（信託の登記の抹消）

第一百四条 信託財産に属する不動産に関する権利が移転、変更又は消滅により信託財産に属しな

いこととなつた場合における信託の登記の抹消の申請は、当該権利の移転の登記若しくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請と同時にしなければならない。

2 信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。（権利の変更の登記等の特則）

第一百四条の二 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託についての信託の登記の申請は、信託の併合又は分割による権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により不動産に関する権利が同一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

2 信託財産に属する不動産についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登記（第九十八条第三項の登記を除く。）については、同表の中欄に掲げる者を登記権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登記義務者とする。この場合において、受益者（信託管理人がある場合にあっては、信託管理人。以下この項において同じ。）については、第二十二条本文の規定は、適用しない。

一 不動産に関する権利が固有財受益者受託者	2 前項の申立てをするときは、仮登記の原因となる事実を疎明しなければならない。
二 不動産に関する権利が信託財産に属する財産となつた場合	3 第一項の申立てに係る事件は、不動産の所在
三 不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託の信託に属する財産となつた場合	4 即時抗告をすることができる。
四 不動産に関する権利が当該他の信託の信託の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託の信託の信託に属する財産となつた場合	5 非訟事件手続法第二条及び第二編（同法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十五条、第六十六条第一項及び第二項並びに第七十二条を除く。）の規定は、前項の即時抗告について準用する。

（仮登記）
第六款 仮登記

第一百五条 仮登記は、次に掲げる場合にすることができる。

一 第三条各号に掲げる権利について保存等があつた場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九

号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。

二 第三条各号に掲げる権利の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することができないもの）を保全しようとするとき。

（仮登記の申請方法）
第一百六条 仮登記に基づいて本登記（仮登記がされた後、これと同一の不動産についてされる同一の権利についての登記の申請と同時にして、当該不動産に係る登記記録に当該仮登記に基づく登記であることが記録されているものをいう。以下同じ。）をした場合は、当該本登記の順位は、当該仮登記の順位による。

（仮登記の登記の順位）
第一百七条 仮登記に基づいて本登記（仮登記がされたとき及び次条に規定する仮登記を命ずる処分があるときは、第六十条の規定にかかわらず、当該仮登記の登記権利者が単独で申請することができる。

（公売処分による登記）
第一百八条 官庁又は公署は、公売処分をした場合において、登記権利者の請求があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を登記所に嘱託しなければならない。

（官庁又は公署の嘱託による登記）
第一百九条 官庁又は公署は、公売処分による権利の移転の登記による処分禁止の登記（同条第二項に規定する保全仮登記（以下「保全仮登記」という。）とともにしたもの）を除く。以下この条において同じ。）がされた後、当該処分禁止の登記に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記義務者とする所有権の登記（仮登記を除く。）を申請する場合においては、当該債権者は、当該処分禁止の登記に後れる登記の抹消を単独で申請することができる。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百十条 仮登記の抹消は、第六十条の規定にかかるままである場合における当該仮登記の登記上の利害関係人も、同様とする。

（第七款 仮処分に関する登記）
第一百十一条 所有权について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（同条第二項に規定する保全仮登記（以下「保全仮登記」という。）とともにしたもの）を除く。以下この条において同じ。）がされた後、当該処分禁止の登記に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記義務者とする所有権の登記（仮登記を除く。）を申請する場合においては、当該債権者は、当該処分禁止の登記に後れる登記の抹消を単独で申請することができる。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百十二条 登記官は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請に基づいて当該処分禁止の登記に後れる登記を抹消するときは、職権で、当該登記に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記義務者とする当該権利の移転又は消滅に關し登記（仮登記を除く。）を申請する場合について准用する。

（公売処分による登記）
第一百十三条 登記官は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請に基づいて当該処分禁止の登記に後れる登記を抹消するときは、職権で、当該登記に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記義務者とする当該権利の移転又は消滅に關し登記（仮登記を除く。）を申請する場合について准用する。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百十四条 登記官は、保全仮登記に基づいて本登記をした場合は、当該本登記の順位は、当該保全仮登記の順位による。

（保全仮登記に係る仮処分の登記に後れる登記の抹消）
第一百十五条 不動産の使用又は収益をする権利につき利害關係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）がある場合には、当該第三者の承諾があるときに、登記上の利害關係を有する第三者（本登記に係る仮処分の債権者が本登記を申請する場合においては、当該債権者は、所有権以外の不動産の使用若しくは収益をする権利又は当該権利を目的とする権利に關する登記であつて当該保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れるものの抹消を単独で申請することができる。

（第八款 官庁又は公署が関与する登記）
第一百十六条 国又は地方公共団体が登記義務者となる権利に關する登記について登記権利者の請求があつたときは、官庁又は公署は、遅滞なく、当該登記を登記所に嘱託しなければならない。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百十七条 登記官は、官庁又は公署が登記権利者（登記をすることによって登記義務者となる権利者に限る。以下この条において同じ。）のためにした登記の嘱託に基づいて登記を完了したときは、速やかに、当該登記権利者のために登記識別情報を当該官庁又は公署に通知しなければならない。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百十八条 不動産の収用による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、起業者が単独で申請することができる。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百十九条 国又は地方公共団体が起業者であるときは、官庁又は公署は、遅滞なく、前項の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（官売又は公署の嘱託による登記）
第一百二十条 不動産の使用又は収益をする権利につき利害關係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）がある場合には、当該第三者の承諾があるときに、登記上の利害關係を有する第三者（本登記に係る仮処分の債権者が本登記を申請する場合においては、当該債権者は、所有権以外の不動産の使用若しくは収益をする権利又は当該権利を目的とする権利に關する登記であつて当該保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れるものの抹消を単独で申請することができる。

5 4 3 筆界調査委員の任期は、二年とする。
筆界調査委員は、再任されることができる。
筆界調査委員は、非常勤とする。
(筆界調査委員の欠格事由)

第一百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

四 司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

六 土地の筆界(第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。)について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

八 手数料を納付しないとき。

九 第百四十六条第五項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないとき。

十 前項の規定による筆界特定の申請の却下は、登記官の処分とみなす。

十一 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

十二 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

十三 対象土地について筆界特定を必要とする理由

十四 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

十五 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

十六 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

十七 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

十八 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

十九 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十一 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十二 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十三 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十四 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十五 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十六 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十七 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十八 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

二十九 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十一 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十二 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十三 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十四 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十五 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十六 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

三十七 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請

六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)

七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

八 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

九 対象土地について筆界特定を必要とする理由

十 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

十一 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

十二 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

十三 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

十四 対象土地について筆界特定を必要とする理由

十五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

十六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

十七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

十八 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

十九 対象土地について筆界特定を必要とする理由

二十 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

二十一 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

二十二 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

二十三 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

二十四 対象土地について筆界特定を必要とする理由

二十五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

二十六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第一百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

二十七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

二十八 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

二十九 対象土地について筆界特定を必要とする理由

六 部所有者若しくは所有者又は所有権以外の権利の登記名義人若しくは当該権利を有する者に対することができる。

七 前号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であった者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。次号において同じ。)

八 第百三十三条第一項の規定による指定を受けた筆界調査委員が數人あるときは、共同してその職務を行ふ。ただし、筆界特定登記官の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

九 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十一 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十二 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十三 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十四 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十五 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十六 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十七 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十八 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

十九 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十一 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十二 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十三 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十四 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十五 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十六 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十七 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十八 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

二十九 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

- ようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第一項の規定による立入りをする場合には、筆界調査委員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 国は、第一項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- (関係行政機関等に対する協力依頼)
- 第八十三条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- (意見又は資料の提出)
- 第一百三十九条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定の申請人及び関係人は、筆界特定登記官に對し、意見又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 前項の規定による意見又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう)により行うことができる。
- (意見聴取等の期日)
- 第一百四十条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、第百三十三条第一項本文の規定による公告をした時から筆界特定をするまでの間に、筆界特定の申請人及び関係人に對し、対象土地の筆界について、日

- の筆界について、意見を述べ、又は資料(電磁的記録を含む)を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の期日に立ちはだかうものとすると認められる者に、参考人としてその知っている事実を陳述させることができる。
- 2 筆界特定登記官は、前項の期日に立ちはだかうものとすると、筆界調査委員は、第一項の期日に立ちはだかうものとすると、筆界特定登記官の許可を得て、筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人に対し質問を發することができる。
- 4 筆界特定登記官は、第一項の期日の経過を記載した調書を作成し、当該調書において当該期日における筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 5 前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 6 第百三十三条第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。
- (調書等の閲覧)
- 第一百四十二条 筆界特定の申請人及び関係人は、前項の規定による公告があつた時から第百四十四条第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされるまでの間、筆界特定登記官に對し、当該筆界特定の手続において作成された調書及び提出された資料(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。この場合において、筆界特定登記官は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他の正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 筆界特定登記官は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- (筆界特定登記官の意見の提出)
- 第一百四十二条 筆界調査委員は、第百四十四条第一項の期日の後、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を終したときは、遅滞なく、筆界特定登記官に對し、対象土地の筆界特定についての意見を提出しなければならない。
- (筆界特定)
- 第一百四十三条 筆界特定登記官は、前項の規定により筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に

- 準する図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、障壁又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならない。
- 2 筆界特定書においては、図面及び図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものにより、筆界特定の内容を表示しなければならない。
- 3 筆界特定書は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- (筆界特定の通知等)
- 第一百四十四条 筆界特定登記官は、筆界特定をしたときは、遅滞なく、筆界特定の申請人に対し、筆界特定書の写しを交付する方法(筆界特定書が電磁的記録をもつて作成されているときは、法務省令で定める方法)により当該筆界特定書の内容を通知するとともに、法務省令で定めるところにより、筆界特定をした旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。
- 2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。
- (筆界特定手続記録の保管)
- 第一百四十五条 前項第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされた場合における筆界特定の手続の記録(以下「筆界特定手続記録」という)は、対象土地の所在地を管轄する登記所において保管する。
- (手続費用の負担等)
- 第一百四十六条 筆界特定の手続における測量に要する費用その他の法務省令で定める費用(以下のこの条において「手續費用」という)は、筆界特定の申請人の負担とする。
- 2 筆界特定の申請人が二人ある場合において、その一人が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、等しい割合で手續費用を負担する。
- 3 筆界特定の申請人が一人以上ある場合において、その全員が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、その持分(所有権の登記がある一筆の土地にあつては第五十九条第四号の持分、所有権の登記がない一筆の土地にあつては第二十七条

- 第三号の持分。次項において同じ。)の割合に応じて手續費用を負担する。
- 4 筆界特定の申請人が三人以上ある場合において、その一人又は二人以上が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人又は二人以上が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、対象土地のいずれかの土地の一人の所有権登記名義人等である筆界特定の申請人は、手續費用の二分の一に相当する額を負担し、対象土地のいずれかの土地の二人以上の所有権登記名義人等である各筆界特定の申請人は、手續費用の一分の一に相当する額についてその持分の割合に応じてこれを負担する。
- 5 筆界特定登記官は、筆界特定の申請人に手續費用の概算額を予納させなければならない。
- (筆界確定訴訟における取扱いの原則)
- 第一百四十七条 筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起されたときは、裁判所は、当該訴えに係る訴訟において、訴訟關係を明瞭にするため、登記官に対し、当該筆界特定に係る筆界特定手続記録の送付を嘱託することができる。民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起された後、当該訴えに係る筆界について筆界特定がされたときも、同様とする。
- (筆界確定訴訟の判決との関係)
- 第一百四十八条 筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決が確定したときは、当該筆界特定は、当該判決と抵触する範囲において、その効力を失う。
- (筆界確定書等の写しの交付等)
- 第一百四十九条 何人も、登記官に對し、手数料を納付して、筆界特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の全部又は一部(以下この条及び第百五十四条において「筆界特定書等」という)の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。
- 2 何人も、登記官に對し、手数料を納付して、筆界特定手続記録(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。ただし、筆界特定書等以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。

3 第百十九条第二項及び第四項の規定は、前二項の手数料について準用する。

(法務省令への委任)

第一百五十条 この章に定めるもののほか、筆界特定申請情報の提供の方法、筆界特定手続記録の公開その他の筆界特定の手続に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第七章 雜則

(情報の提供の求め)

第一百五十二条 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第一項の地図を作成するために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、その対象となる不動産の所有者等(所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人でない社団又は財団を含む。)をいう。

(登記識別情報の安全確保)

第一百五十三条 登記官は、その取り扱う登記識別情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の登記識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第一百五十三条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第一百五十四条 登記簿等及び筆界特定書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第一百五十五条 登記簿等に記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

(審査請求)

第一百五十六条 登記官の処分に不服がある者は、登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

(審査請求事件の処理)

第一百五十七条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、

2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を

十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

3 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、

十一条第二項に規定する審理員を含む。の規定による処分をしなければならない。

4 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、

十一条第二項に規定する審理員を含む。の規定による処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる。

5 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、

十一条第二項に規定する審理員を含む。の規定による処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる。

6 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分序等」とあるのは「審査序」と、

「弁明書の提出」とあるのは「不動産登記法(平成十六年法律百一十三号)」、

「第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「不動産登記法(平成五十七号)」の意見」とする。

(行政不服審査法の適用除外)

第一百五十八条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第五项まで及び第五十二条の規定は、

第二項まで、第三十一条、第三十七条、第四十一条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。

3 第百三十七条第五項の規定に違反して、同

条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。

(両罰規定)

第一百六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に係り、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(秘密を漏らした罪)

第一百五十九条 第百五十二条第二項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百六十条 第二十三条第四項第一号(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべきものと認められた者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十二条 第二項において準用する場合を含む。の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項において準用する場合を含む。の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百六十五条 第四十九条第一項から第四項まで、第五十一条第一項から第四項まで、第五十二条第一項若しくは第七項、第五十八条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の二第一項若しくは第七項又は第七十六条第三第四項の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百六十六条 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、五万円以下の過料に処する。

第一百六十七条 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で、登記識別情報を取得した者は、二年以下の罰金に処する。

第一百六十八条 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供することとなる登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

(過料)

第一百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項において準用する場合を含む。の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百六十五条 第四十九条第一項から第四項まで、第五十一条第一項から第四項まで、第五十二条第一項若しくは第七項、第五十八条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の二第一項若しくは第七項又は第七十六条第三第四項の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百六十六条 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、五万円以下の過料に処する。

第一百六十七条 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百六十八条 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供することとなる登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百七十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第一百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

読み替える字句	読み替える字句
第一項の規定による不動産登記法（平成十六年改正後の不動産登記法第百二十三号）第三十一条	法律第百二十三号）第三十一条
び第三項	第六条
第八十一条第一項及び第三十七条第一項及び第六条	第三十七条第一項及び第六条
び第三項	第六条
第八十一条ノ八	第六条
第九十三条第一項及第四十七条第一項	第四十二条
び第三項	第二項
第九十三条ノ五第一項及び第六条	第五十一条第一項（共用部分である旨の登記又は団地及び第三項）
第九十三条ノ五第一項及び第六条	第五十一条第一項（共用部分である旨の登記が建物に係る部分を除く。）及び第二項
第九十三条ノ十一	第五十七条
第十一条 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十四号）附則第七条に規定する敷金について、なお従前の例による。この場合において、同条中「第二条の規定による改正後の不動産登記法第百三十二条第一項」とあるのは、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第八十一条第四号」と読み替えるものとする。	第十一条 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十四号）附則第七条に規定する敷金について、なお従前の例による。この場合において、同条中「第二条の規定による改正後の不動産登記法第百三十二条第一項」とあるのは、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第八十一条第四号」と読み替えるものとする。
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律による不動産登記法の改正に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める（法務省令への委任）	第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律による不動産登記法の改正に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則 （平成一六年一二月三日法律第一四七号）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）
附 則 （平成一六年一二月三日法律第一五二号）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）
（不動産登記法に関する経過措置）	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）
第三十九条 この法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける不動産登記法（明治三十一年法律第二十九号）ノ規定ニ従ヒテ」とあるのは「非訟事件手続法第百四十八条第一項ニ規定スル除権決定」とする。	第三十九条 この法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける不動産登記法（明治三十一年法律第二十九号）ノ規定ニ従ヒテ」とあるのは「非訟事件手続法第百四十八条第一項ニ規定スル除権決定」とする。
（罰則の適用に関する経過措置）	（罰則の適用に関する経過措置）

附 則 （平成一九年三月三一日法律第二三号）抄	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。（施行期日）
（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）	（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）
第三百八十二条の規定	第三百八十二条の規定
（登記印紙の廃止に伴う経過措置）	（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二条	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則 （平成二三年五月二八日法律第三二号）抄	第一条 この法律は、新非訟事件手續法の施行の日から施行する。（施行期日）
（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）	（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）
第二条 第一条の規定による改正後の不動産登記法（以下この項において「新不動産登記法」と	第二条 第一条の規定による改正後の不動産登記法（以下この項において「新不動産登記法」と
（法務省令への委任）	（法務省令への委任）

正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二十三条の二まで、「を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定（第三百五十五条第一項本条及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第二百六十四条第四項の改正規定、同法第二百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第二百六十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法（）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九百九十八号）第一百七十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と「商業登記法第一百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第三十四条中信用金庫法の改正規定、同法第六十五条（第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第十一项第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三十九条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規

法〔一と、商業登記法第百四十五条〕とあるのは、「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、この法律にとあるのは「保険業法にと、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。同法第八十四条第一項及び第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(並びに)を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十一条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と)を加える部分を除く。並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十二条第一項後段削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「第二十二条第二項第七号まで〔に改める部分、第一条から第二十七条まで〔に改める部分、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十三条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と)を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項における準用する商業登記法第百四十五条」と、「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に

条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の推進に関する法律（平成二十五年法律第二十一条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二十一条）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

1 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

附 則（令和五年六月一六日法律第六三
号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七一条、第十九条及び第二十条の規定

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第七十二条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十二条及び第十三条の規定から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。